

多治見市空家等審議会設置条例の一部改正について

1 結論

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正（令和５年１２月１３日施行）により新たに定義された管理不全空家等は、特定空家等と同様に勧告に至ると固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例の対象外となる。

特定空家等については、判断の公平性を保つため、多治見市空家等審議会へ認定基準及び勧告に関して諮問している。

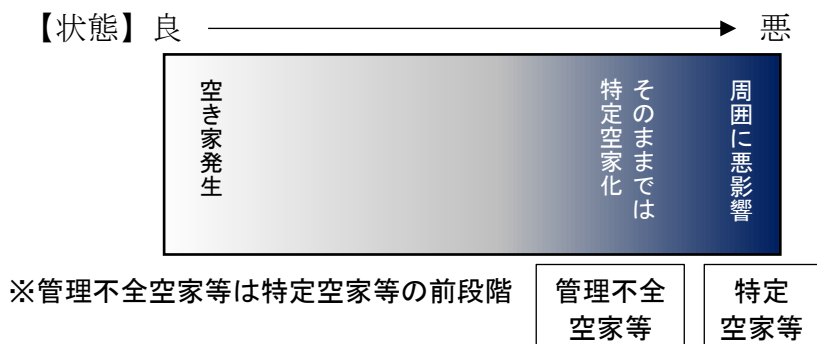
管理不全空家等についても同様とするため、条例の一部を改正する。また、改正後に管理不全空家等の認定基準を定める。

2 管理不全空家等について

(1) 定義 (法第 13 条第 1 項)

「空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態」

(2) 特定空家等と管理不全空家等の関係



(3) 管理不全空家等に対する勧告（法第13条第2項）

「管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。」

(4) 勧告までの手順

